

🔦 **「送付金商法」** にご注意！

【事例1】私宛に荷物が届き、特に確認せず受け取って開封すると、化粧品と請求書が入っていた。注文した覚えはないし、送付元にも心当たりがない。家族に聞いても誰も頼んでいないと言う。どうしたらよいか。

【事例2】自宅の郵便受けに荷物が国際郵便で届いていた。送付状の宛名や住所は私のもので間違いはないが、差出人は分からない。

特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、注文や契約をしていないのに、事業者が金銭を得ようとして一方的に送付した商品(荷物)は、受け取ってすぐに処分できることになりました。

また、その商品の代金の請求や返品・補償を要求されても応じる必要はなく、誤って支払った金銭は返金するよう求めることができます。また、海外から送付された場合にも適用されます。

【消費者へのアドバイス】

- ①身に覚えのない商品は受取拒否しましょう。また、家族が注文した、親族・友人などからの贈り物、懸賞の当選品といった可能性もありますので、一旦、受け取りを保留し、確認してから受取拒否もしくは再配達を依頼しましょう。いずれの場合も伝票番号や送り主、商品名などをメモしておきましょう。
②受け取っても、誤配送や未開封であれば受取拒否できる場合があるので、開封前に荷物が届く心当たりや商品名、宛先、送付元などを確認しましょう。
③クレジットカードの利用明細に不審な請求は無いか確認するようにしましょう。
④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

お金を回収する方法

【事例】知人に貸したお金の返済期限が過ぎているのに、催促しても返してもらえないので、訴訟提起を考えています。ただ、判決を取れたとしても、相手にお金を支払うだけの財産があるのかわかりません。どうやってお金を回収すればよいのでしょうか。

【回答】訴訟を提起して、「〇万円を支払え」と命じる判決をもらったり、「〇万円を支払う」という和解が成立したのに、相手が判決や和解に従って任意に支払いをしてくれないことがあります。

このような場合には、判決や和解調書など(これらを「債務名義」といいます)に基づいて、裁判所に強制執行(差押などの手続)の申し立てをして、国家の強制力によって判決や和解の内容を実現することができます。

金銭を回収する場合の強制執行の種類には、①相手の土地、建物などの不動産や自動車などを差し押さえて売却し、その代金を回収に充てる方法(不動産執行・自動車執行)、②相手の給料、預金などを差し押さえて、それを雇い主、銀行などから取り立てて回収に充てる方法(債権執行)、③相手の家財道具、商品類、貴金属などを差し押さえて売却し、その代金を回収に充てる方法などがあります。

ただし、差し押えを行う相手の財産は、自分で探して特定する必要があります。また、運よく財産が見つかったとしても、価値が低い場合などは費用倒れになることもあります。

そこで、金銭回収の実効性を確保するために、令和2年4月に施行された改正民事執行法により、判決などの債務名義があり、一定の要件を満たす場合には、相手の不動産、給与(勤務先)、預貯金・株式といった財産に関する情報を関係機関に提供してもらう手続を申し立てることが可能となりました(第三者からの情報取得手続)。

なお、実効的に金銭を回収するには、どの手続をどのような順序で申し立てるか、どのような書類を用意するかなど、十分な調査・検討・準備が求められます。ぜひ、一度弁護士にご相談ください。
問埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 若生直樹(弁護士)

11月各種無料相談

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑭を除く)。
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問秘書広報課 ☎373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
祝日の場合は翌日午前9時から
☎毎週金曜日 午後1時20分~4時
☎市民相談室
※2日前の水曜日午前9時から電話予約(水曜日が定8人(電話による事前予約制))

②税理士相談 問秘書広報課 ☎373
相続税など税金全般についての相談
☎11月1日(月) 午後1時~4時
☎市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎373
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
☎11月8日(月) 午後1時~4時
☎11月22日(月) 午前9時~正午
☎市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
☎11月10日(水) 午後1時30分~3時30分
☎市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
☎11月15日(月) 午後1時~4時
☎市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
☎11月18日(木) 午後1時~4時
☎市民相談室
定6人(電話による事前予約制)
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
☎毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
☎毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
☎駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)
☎11月11日(木) 午後1時~4時
☎市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
☎11月10日(水)・17日(水) 午後1時~4時
☎身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
☎社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
☎11月1日(月) 午後1時~2時30分
☎保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
☎消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
☎毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
☎市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
☎11月17日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
☎勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
☎教育相談所(八条小学校西隣)

⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
☎家庭児童相談室

⑱子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)
☎11月25日(木) 午前9時~正午
☎だいら児童館(わんぱる) 定3人(電話による事前予約制)

⑲子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
☎毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
☎やしお子育てほっとステーション

⑳休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
☎11月7日(日) 午前9時~午後4時
☎毎週木曜日 午後5時15分~7時
☎納税課